

平成25年度介護分野における雇用創出支援事業(資格を有する介護職員・看護職員)
委託仕様書

1 目的

介護事業者等が資格を有する介護職員又は看護職員の離職失業者等を有期雇用契約労働者として雇用し、当該労働者が働きながら介護現場に必要な知識等を教育するため、職場におけるOJTのほか、県が指定する研修等を受講させることにより、介護現場での雇用の確保と人材の育成・確保に資することを目的とする。

2 委託期間

事業の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年2月28日までとする。

3 事業内容

(1) 県内の事業所において、資格を有する介護職員又は看護職員の離職失業者等を有期雇用契約労働者として雇用する。募集は計画的に行い、公共職業安定所での求人登録を必須とする。

なお、資格は、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、ホームヘルパー1級、同2級、理学療法士、作業療法士、看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)をいう。

(2) 雇用する有期雇用契約労働者の人数は、1事業者(法人)につき10人を上限とし、事業者の規模に応じた適切な人数とする。

(3) 雇用した有期雇用契約労働者に対し、介護施設等における介護・看護労働に計画的に従事させるとともに職場におけるOJTのほか、県が指定する研修等を受講させる。

【県が指定する研修等】

- ・ 看護実務者基礎研修(3日程度;看護職員)
- ・ 認知症介護基礎研修(2日程度;看護職員以外の職員)
- ・ 喀痰吸引指導者研修(2日程度;看護職員)
- ・ 介護ロボット操作活用研修(1日程度;看護職員以外の職員)
- ・ その他民間が行っている介護に関する研修(1日程度)

(4) 雇用した有期雇用契約労働者に対し、研修受講中を含めて雇用期間中の賃金を支払うとともに、研修受講費用を負担する。

(5) 雇用した有期雇用契約労働者の雇用期間終了後に向けた就業支援計画を策定する。

4 事業の実施方法

(1) 雇用する有期雇用契約労働者の雇用条件は次のとおりとする。

ア 雇用期間は、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの間で、原則として6か月以上とする。

イ 1日の労働時間数及び1月の勤務日数は、常勤職員の例に準ずることとする。ただし、週の労働時間が40時間を超えることはできない。

ウ 県が指定する研修の受講時間(昼休み及び休憩時間を除く)及び受講場所と介護施設との間の通常の移動に要する時間も労働時間とする。

(2) 有期雇用契約労働者の雇用時に、県が指定する研修等を提示し、当該受講について有期雇用契約労働者の同意を得た上で雇用する。

(3) 雇用した有期雇用契約労働者に対して、適切なOJTを実施する。

5 委託料の精算

雇用した有期雇用契約労働者が中途離職した場合は、離職の日までに実際に支弁した費用及び支弁を要することが定められた費用(当日までの賃金など)を事業費とし、残余の額を返還するものとする。雇用した有期雇用契約労働者が、やむを得ない理由による場合を除き県が指定する研修受講を中止した場合、またはやむを得ない理由による場合を除き委託契約期間内に講座を修了することができなくなった場合も同様とする。